

法人インターネットバンキング補償基準

本基準は、当金庫の「法人インターネットバンキングサービス」をより安心してご利用いただくため、「しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定」第12条「パスワードの盗取等による不正な資金移動等」の損害補償についての基準を定めたものです。

1. 補償対象者

甲府信用金庫（以下「当金庫」といいます。）が提供する法人インターネットバンキングを契約・利用される全てのお客さま。

2. 適用範囲

当金庫は、本基準の範囲内で、本サービスを利用した利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動または払戻し（以下「不正な資金移動等」という）による損害額をお客さまからの請求に基づき補償（以下「本補償制度」といいます。）いたします。また、この損害額には不正な資金移動等の額のうち組戻しの手続きにより回収できなかった金額のほか、これに附帯する手数料額を含めるものとします。

3. 補償上限金額

本補償制度では本サービス1契約（口座単位）につき、1年間に1,000万円を補償金額の上限とします。

なお、1年間は毎年12月1日午後4時から翌年12月1日午後4時までの期間とします。

4. 補償開始日

本補償制度は平成27年12月25日（金）より開始するものとし、同日以降に生じた不正な資金移動等の損害について補償いたします。

5. 補償期間

不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害の額に相当する金額（以下「補償対象金額」といいます。）を補償するものとします。

※ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。

※また当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワнтаイムパスワード等、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

6. 補償対象金額

補償対象金額は3. に定める範囲内で、5. に定める補償期間内に行われた不正な資金移動等による損害額から、次に定める金額を控除した金額とします。

- (1) お客さまが加入される保険契約等から支払を受けた保険金または共済金。
- (2) 不正な資金移動等を行った者から損害の賠償または不当利得の返還を受けた金額。
- (3) お客さま、またはお客さまと同視できる第三者に振込が行われた金額。

7. 補償の判断

本補償制度による補償につきましては、お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。

8. 補償要件等

お客さまは、(1)～(3)のすべての項目に該当する場合に補償を請求することができます。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、当金庫が善意無過失であること、およびお客さまに過失または重過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補償対象金額の一部または全部を補償しない場合があります。(9項、10項をご参照ください)

- (1) 不正な資金移動等に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
※不正な資金移動等の発生の翌日から30日以内（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた期間とします。）
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
- (3) お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

9. 補償の対象とならない場合（主なもの）

- (1) セキュリティ対策ソフトをご利用されていない場合、ご利用されていても最新の状態で稼働されていない場合。
- (2) 「電子証明書方式」でサービスを利用できるパソコン環境であるにもかかわらず、「電子証明書方式」を選択されていない場合。
- (3) 電子メールアドレス、ご住所、お名前等の変更に係る当金庫所定の手続きが行われていない場合。

- (4) お客様が日本国外にお住まい、または日本国外で、本サービスを利用されている場合。
- (5) お客さまが、電子メールアドレスを登録されていない場合、または登録されている電子メールアドレスが、いわゆる「フリーメールアドレス」である場合。
- (6) 上記(1)～(5)のほか、お客様の故意、または重大な過失によって生じた損害。
- (7) お客さまの社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害の場合。
- (8) 警察に被害届をお出しいただけていない場合。
- (9) お客さまが、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (10) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合。

10. 補償を減額する場合（主なもの）

- (1) 本人確認情報であるログインID、各種パスワード、暗証番号等が適切に管理されていない場合。
- (2) 当金庫が導入している「当日付けの振込振替の中止」等のセキュリティ対策をご利用されていない場合。
- (3) 当金庫が推奨するOS（パソコン基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）以外で本サービスを使用している場合。
- (4) OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアが、製造・開発元が提供する修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合。
- (5) OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用している場合。

11. 払戻請求権の消滅

当金庫が不正な資金移動等にかかる損害の補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等の支払原資となった預金にかかる払戻請求権は消滅します。

12. 請求権の代位取得

当金庫が不正な資金移動等にかかる損害の補償を行ったときは、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取された番号等により不正な資金移動等を行った者、その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. 連絡先

不正な資金移動等や不正アクセス等に気づいた場合は口座をお持ちのお取引店（平日9時～17時）またはしんきんサービスセンター（03-6433-2561）にご連絡ください。

14. 補償基準の変更等

当金庫は、本基準の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ等で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

以上

（平成27年12月25日現在）